



地域安全活動の推進

平成 28 年明けましておめでとうございます。

昨年は「地域の安全は地域で守る」を心掛けていただき、安八町では交通事故・刑法犯罪とも若干減少しました。

岐阜県警察として今年一年「安全・安心なふるさと岐阜県づくり」を重点目標に活動を進めてまいります。

- 安八交番では特に
- 街頭犯罪の未然防止活動
 - ・パトロール活動の強化
 - ・制服警察官による街頭活動の強化
 - ・車上ねらい・部品盗・自転車盗等の防止活動
 - 交通死亡事故の抑止活動
 - ・自転車事故の防止
スマホや携帯電話の「ながら見」はやめましょう。
 - ・高齢者の事故防止
慣れた道、横断歩道でも十分注意してください。
 - ・飲酒運転の根絶
飲酒運転はもちろん、運転する人に飲ませるのも絶対にやめてください。
- に重点を置き、警戒・パトロールに努めてまいります。
- 今年は更なる交通事故・刑法犯罪の減少を目指しますので、地域の皆さまのご協力をよろしく申し上げます。

1月10日は「110番の日」です

110番は、緊急事件・事故などを通報する回線です。正しい使い方を心がけてください。

○110番をかけるときのポイント

- ①何がありましたか？
- ②いつ、どこでありましたか？
- ③どんな様子ですか？
- ④犯人はどうしましたか？
- ⑤あなたの名前、住所は？



1月26日は文化財防火デーです！

「文化財防火デー」は、昭和 30 年に定められ、昭和 24 年 1 月 26 日早朝、奈良県の法隆寺にて、昭和の大修理中（昭和 9 年から昭和 60 年）金堂で壁画の模写をしていた作業員が保温用に使っていた電気座布団のスイッチを切り忘れたことが原因で火災となり、白鳳時代（7 世紀末から 8 世紀初期）に描かれた十二面壁画が焼損し、社会的に大きな衝撃を与えました。

その後、同年 2 月には愛媛県の松山城の筒井門等 3 棟が、6 月には北海道の松前城の天守等 2 棟が焼損しました。

これらの火災によって、「先人たちが残した文化財を火災から守ろう」という世論が高まり、昭和 25 年に文化財保護法が制定され、昭和 30 年から 1 月 26 日を文化財防火デーとし、文化財の防火設備の点検と整備を行うとともに、消防演習などを実施して文化財を火災から守る運動を展開することとなりました。

日本の文化財は、木や紙などの可燃物で造られているものが多く、ひとたび火災になると、大きな被害を被る危険性が高くなっています。

この 1 月 26 日を中心に放火火災の予防や消防訓練の実施などを呼びかけ、将来に継承すべき貴重な財産である文化財の火災予防を推

進みます。

特に 1 月・2 月は乾燥時期でもあります。ご家庭でも火気の取り扱いには十分注意していただき、まず家庭内から火を出さないことを心掛けていただくとともに、文化財の周囲及び敷地内に、みだりに燃えやすい物を放置せず、常に整理整頓、施錠を励行して、放火させない、放火されない環境を築き貴重な文化財を守るため、文化財愛護思想の普及と防火・防災意識の更なる高揚に努めていただくことを切にお願いいたします。

